

## 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに係る第3期中期目標期間の 終了時までに行う検討の結果及び措置について

### 1 根拠法令（地方独立行政法人法）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

### 2 中期目標期間の終了時までに行う検討の結果

地方独立行政法人精神科医療センター（以下「精神科医療センター」という。）は、平成19年4月1日に地方独立行政法人化し、平成27年4月1日には診療機能の充実や民間との共同研究など、柔軟かつ迅速に対応することのできる一般地方独立行政法人、いわゆる非公務員型に移行しており、精神科医療の中核病院として、機動的、戦略的な運営を行っている。

精神科医療センターは、良質で高度な精神科医療を提供するとともに、民間では対応が困難な分野においても、医療従事者の手厚い配置が必要な児童・思春期精神科医療、高い専門性が求められる薬物等依存症医療、心神喪失者等医療観察法への対応などの政策的医療を推進している。

今後とも、「岡山県保健医療計画」等に基づき、県民が広く受診しやすい医療環境の整備や精神科救急、自殺対策を含むうつ病対策、身体疾患を有する精神障害者、児童・思春期の患者及び高齢化する精神疾患患者等への多様なニーズに対応していくことが求められ、精神科医療センターが地域医療に果たす役割は、さらに重要なものになる。

また、組織のあり方その他その組織及び業務の全般については、年度ごとの業務実績評価において「中期計画の進捗状況は優れて順調」と評価しているところである。これらを踏まえて、当該検討を行い次期中期目標を策定することとし、精神科医療センターに中期計画の策定を指示することをもって所要の措置を講ずるものとする。

検討項目	検討内容及び措置
業務を継続させる必要性	・地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行う。
組織の在り方	・これまでの議論を踏まえた内容の次期中期目標を策定し、精神科医療センターに中期計画の策定を指示する。
組織及び業務の全般	

【参考】知事によるこれまでの評価結果と主な評価内容等

区分	主な評価内容等	
各年度共通	<p>精神科救急医療において、24時間365日の救急対応を実施し、県内で中心的な役割を担っているほか、医療従事者の手厚い配置が必要である児童・思春期精神科医療、高い専門性が求められるアルコール・薬物・ギャンブル等依存症医療、公的病院が設置することとされる司法精神入院棟の運営など、民間では複雑で対応困難な分野においても、地方独立行政法人として、公的な役割を担い、全体としての精神科医療向上に資するよう取り組みながらも、高い水準での財務内容の健全性を維持していることを積極的に評価するものである。</p>	
年度	評価結果（全体評価）	主な評価内容等
平成 29 年度	<p>中期計画の進捗状況は優れて順調</p>	<p>入院医療から地域移行・地域定着に向けて個々のニーズに応じた切れ目のない効果的なりハビリテーションを推進するため、「地域支援チーム」を構成し、地域での生活を安定させるため、外来患者に対する支援の充実を図った。</p>
平成 30 年度	<p>中期計画の進捗状況は優れて順調</p>	<p>7月の西日本豪雨災害では、発災直後からD P A T 県調整本部を支援するとともに、先遣隊および巡回診察支援チームを被災地に派遣し、避難所及び被災病院支援等でD P A T 活動等を実施、県内の災害時における精神科医療支援の中心的役割を担った。</p>
令和元年度	<p>中期計画の進捗状況は優れて順調</p>	<p>入院医療から地域移行・地域定着に向けて、個々のニーズに切れ目ない効果的なりハビリテーションを推進するため、デイケア、訪問看護、相談支援事業所を一つの部署にし、患者ニーズに沿った支援が行えるよう体制を整備した。</p>